

消防関係資機材貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、四日市市消防本部（以下「消防本部」という。）が所有する消防関係資機材（以下「消防資機材」という。）の貸出について、必要な事項を定め、消防本部管内で開催される各種行事、講習を主催する団体へ消防資機材を貸し出すことにより、消火方法や応急手当に関する正しい知識と技術の普及を行い、市民の安全と安心の確保に資することを目的とする。

(消防資機材)

第2条 消防資機材とは、水消火器等の訓練用資機材及び訓練用人形、訓練用除細動器等の応急手当普及啓発用資機材をいう。

(貸出対象)

第3条 消防資機材の貸出対象は次のとおりとする。

- (1) 消防本部管内で開催される行事、講習
- (2) その他消防長又は消防署長が特に認めた場合

(貸出条件)

第4条 消防資機材の貸出対象となるのは、事業所、学校、自治会等で行う消防訓練及び応急手当普及啓発活動を行う場合とする。

(貸出期間)

第5条 消防資機材の貸出期間は開催期間及びその前後も含め、最長5日とする。ただし、消防長又は消防署長が特別な事由があると認めた場合は、この限りではない。

(貸出申請)

第6条 消防資機材の借用を希望する者は、消防関係資機材借用申請書（第1号様式）を消防長又は消防署長に提出しなければならない。申請書の提出は、貸出を希望する日の1か月前から行えるものとし、提出先は行事等開催場所を管轄する消防署、分署又は消防本部消防救急課とする。

(貸出決定)

第7条 消防長又は消防署長は、前条の申請を受理したときは、これを審査し、貸出を決定する。なお、希望日が重複した時は申込順により決定するものとする。

(貸出場所)

第8条 消防資機材の貸出場所は、申請書を提出した消防署、分署又は消防本部消防救急課とし、貸出を受けた者（以下「借受者」という。）は消防資機材受領書（第2号様式）を消防長又は消防署長に提出しなければならない。

(費用負担)

第9条 消防資機材の貸出料は無償とする。ただし、貸出期間中における消防資機材の運搬や維持管理等に要する経費は機器の借受者が負担しなければならない。

(維持管理)

第10条 借受者は、消防資機材を良好な状態で管理し、使用しなければならない。

- 2 借受者は、消防資機材を目的外に使用したり、転貸や譲渡してはならない。

(損害賠償)

第 1 1 条 借受者は、故意又は過失により消防資機材を亡失し、又は破損させた場合は、速やかに消防関係資機材亡失等届出書（第 3 号様式）を消防長又は消防署長に提出するとともに、消防資機材を原状に復す又は現品をもって弁償しなければならない。

(損害賠償責任)

第 1 2 条 消防本部は、借受者の消防資機材の使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

(返還)

第 1 3 条 消防長又は消防署長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、消防資機材を返還させることができる。

- (1)借受者が、本要領の規定に違反したとき。
- (2)その他消防長又は消防署長が特に必要と認めたとき。

(返却)

第 1 4 条 借受者は、貸出期間終了までに消防資機材を返却しなければならない。

附 則

この要領は平成 2 3 年 2 月 1 日から施行する。